

# 加古川市プロポーザル方式に関する事務取扱要領

平成 25 年 6 月 6 日  
総務部長決定

## (目的)

第1条 この要領は、加古川市が実施する業務に関し、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定する場合の手続きについて、共通して遵守すべき事項を定めることにより、プロポーザル方式による契約の公正性、透明性及び客観性を確保し、もって契約事務の適正かつ円滑な運用を行うことを目的とする。

## (定義等)

第2条 この要領においてプロポーザル方式とは、業務の性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、実施する業務等に係る企画提案等を受け、その履行に最も適した契約候補者を選定する方式をいう。

2 プロポーザル方式の形式は、次に掲げるものとする。

- (1) 公募型 広く参加者を募集し、当該募集に応じて申込みがある者の中から、第4条に規定する参加資格を有する者により、実施する方式
- (2) 指名型 第4条に規定する参加資格を有する者の中から、参加させることが適當と認める者を指名し、実施する方式

## (対象業務)

第3条 プロポーザル方式によることができる業務は、業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性、価格等の要素を総合的に判断する必要がある業務で、次に掲げるものとする。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
- (2) 市において最適なサービスの提供方法や発注仕様を定めることが困難な業務
- (3) アイデア、デザイン、技術力等、事業者の企画提案により、業務の成果に大きな差異が生じることが予想される業務
- (4) システム、機器等の導入、購入、又はリース等で、初年度の調達価格のみの競争では全体的なサービスの比較が困難な業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザル方式により実施することが適當と認められる業務

## (参加資格)

第4条 プロポーザル方式に参加する資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第76条第1項に規定する入札参加資格

者名簿に登載されていること。

- (2) 加古川市指名停止基準（平成 6 年告示第 166 号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、受けた場合にあっては、その期間が終了していること。
- (3) 加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 24 年 3 月 16 日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。

2 対象業務の特殊性等を考慮し、入札参加資格者名簿への登載の有無にかかわらず広く企画提案等を受ける必要がある場合に限り、前項第 1 号の規定を適用しないことができるものとする。ただし、入札参加資格者名簿に登載されていない者を参加させる場合には、入札参加資格者名簿に登載される場合と同様の審査を行うものとする。

3 前 2 項に規定するもののほか、必要な参加資格の要件は、対象業務を所管する課等（以下「所管課」という。）の属する部等（以下「所管部」という。）の長が、業務の内容等に応じて別に定める。

（基本方針の策定）

第 5 条 プロポーザル方式を採用しようとする所管課は、当該業務の契約候補者の選定に先立って、業務概要、プロポーザル方式を採用する具体的な理由、参加資格の要件、契約候補者の選定方法等を明らかにした基本方針を策定するものとする。

（建設工事審査会又は物品・業務委託審査会への付議）

第 6 条 プロポーザル方式の採用に際しては、前条に規定する基本方針を建設工事審査会又は物品・業務委託審査会に諮り、その承認を得なければならない。

（プロポーザル実施要領等の策定）

第 7 条 プロポーザル方式による契約候補者の選定に当たっては、業務概要、参加資格要件、契約候補者の選定方法等の当該選定を実施するうえで必要となる事項を定めた実施要領（以下「実施要領」という。）を策定するとともに、公募型にあっては事業者を募集するための要領を、指名型にあっては提案書を提出するための要領を策定するものとする。

（プロポーザル選定委員会の設置）

第 8 条 プロポーザル方式による契約候補者の選定に当たっては、その選定過程等に公正性、透明性及び客観性が求められることから、所管課はプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置しなければならない。

2 本市職員のみを構成員とする選定委員会を設置する場合は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 選定委員会は、委員長及び委員（以下「委員等」という。） 5 名をもって構成する。
- (2) 委員長は、建設工事審査会又は物品・業務委託審査会の会長又は委員 1 名をもって充てる。ただし、所管部の部長及び次長を除くものとする。
- (3) 委員は、所管部長が選定した者 2 名、企画部財政課の係長職以上の者 1 名、総

務部契約検査課の職員 1 名とする。

(4) 選定委員会は、委員等の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

(5) 選定委員会は、必要に応じ有識者等の意見を求めることができる。

3 前項第 1 号及び第 3 号の規定にかかわらず、建設工事審査会又は物品・業務委託審査会が特に必要があると認めるときは、同項第 3 号に規定する者以外の者を委員に加えることができる。この場合において、委員等の過半数は、所管部以外の職員とし、委員の選定にあたっては建設工事審査会又は物品・業務委託審査会の承認を得るものとする。

4 第 3 条のプロポーザル方式によることができる業務が特に専門的な知識、経験の活用等に基づく判断を要するものであることにより、有識者等の本市職員以外の者が選定委員会の委員となる場合は、第 1 項の規定により設置する選定委員会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関としなければならない。この場合において、附属機関の設置及び運営に関しては、附属機関等の設置及び運営に関する指針によるものとする。

（選定委員会の所掌事務）

第 9 条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 参加資格要件の認定に関すること。
- (3) 契約候補者の選定に関すること。
- (4) 選定結果の公表に関すること。
- (5) その他契約候補者の選定に必要な事項

（情報提供）

第 10 条 所管課は、プロポーザル方式による契約候補者決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、積極的に情報提供に努めるものとする。

（契約候補者決定後の契約締結）

第 11 条 所管課は、決定された契約候補者と当該業務について協議を行うものとする。

2 前項の協議が整った場合は、当該業務仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴した後、随意契約の方法により契約を締結する。

（コンペ方式）

第 12 条 提案内容に主眼をおき、最も優れた企画案を提案した事業者を契約候補者として選定するコンペ方式についても、この要領を準用するものとする。

（補則）

第 13 条 この要領に定めるもののほか、プロポーザル方式の実施について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 25 年 6 月 6 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に、物品・業務委託審査会に付議されるプロポーザル方式を採用する業務について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 12 月 7 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日前に物品・業務委託審査会に諮り承認を得た業務については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 5 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 12 月 19 日から施行する。